

令和6年9月

医療機関 各位

東浦町役場 保険医療課

### 子ども医療費の助成範囲拡大について

日頃は、東浦町の福祉医療行政に格別のご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
さて、本町では、令和6年10月1日から子ども医療費の助成範囲を下記のとおり変更することとなりましたので、事務の取扱い等にご配慮をお願い致します。

#### 記

#### ○助成範囲拡大の内容

子ども医療費	変更内容	
	令和6年9月30日まで	令和6年10月1日から
受給期間 終了日	通院・入院：中学校卒業まで ( <u>15歳に達する日</u> 以降最初の 3月31日まで)	通院・入院： ( <u>18歳に達する日</u> 以降最初の 3月31日まで)
助成方法	現物給付	現物給付

#### ○受給者証について

・新たに拡大する対象者(現在の高校1～3年生相当の年齢)には、加入の医療保険を確認するための交付申請書を、7月上旬に送付しています。返送確認後、9月中旬頃に受給者証を送付する予定です。

・現在の子ども医療受給者(0歳から中学3年生まで)には、有効期間が延長された受給者証を9月中旬頃送付する予定です。受給者番号の変更はありません。

〈連絡先〉 東浦町役場 保険医療課 福祉医療係  
0562-83-3111 内線153・158